

オスロ市、ベルゲン市及び周辺自治体に対する新たな規制措置レベルの導入(2月10日現在)

●2月9日及び同10日、ノルウェー保健介護省は、これまで「リング1」、「リング2」として分類され、全国的措置より厳格な対策措置が導入されているオスロ市、ベルゲン市及びその周辺の自治体に対し、新たに4段階からなる規制措置レベルを導入するとのプレスリリースを发出了しました。その概要は以下のとおりです。

今後、感染発生地域の深刻度により、リング1及びリング2に分類されている自治体に対し以下4段階の「規制措置レベル」を導入する。

1 各規制措置レベルに該当する自治体は以下のとおりです。

(1)レベルA(特別に高い措置レベル)

適用自治体:ベルゲン(Bergen)、クヴァム(Kvam)、ウルヴィーク(Ulvik)

(2)レベルB(高い措置レベル)

適用自治体:アルヴェル(Alver)、アスコイ(Askoy)、ビヨルナフィヨルデン(Bjornafjorden)、アイトフィヨルド(Eidfjord)、オステロイ(Osteroy)、サムナンゲル(Samnanger)、ウツレンスヴァング(Ullensvang)、ヴァクスダル(Vaksdal)、ヴォス(Voss)、オイガルデン(Oygarden)

(3)レベルC(適度に高い措置レベル)

適用自治体:オスロ(Oslo)、ハルデン(Halden)、サルプスボルグ(Sarpsborg)

(4)レベルD(若干高い措置レベル)

適用自治体:ノルドレ・フォロ(Nordre Follo)、オース(As)、アスケル(Asker)、バールム(Baerum)、フレドリクスタ(Fredrikstad)、ヴァーレル(Hvaler)、インドレ・オストフォルド(Indre Ostfold)、リレストローム(Lillestrom)、ルンネル(Lunner)、ローレンスコグ(Lorenskog)、モス(Moss)、ニッテダール(Nittedal)、ラクケスタ(Rakkestad)、ラーリングゲン(Raelingen)、ローデ(Rade)、シプトウヴェット(Skiptvet)、ヴァーレル(Valer)

(当館注)

・2月7日付当館領事メール「ベルゲン及び周辺自治体に対する厳格な規制措置の導入」にて、「リング1」対象自治体としてお知らせした3自治体がそのまま「レベルA」に、「リング2」対象自治体としてお知らせした10自治体がそのまま「レベルB」に適用されました。

・2月3日付当館領事メール「厳格な規制措置が導入されているオスロ市他周辺自治体の区分けの変更、推奨措置の変更及び規制措置の一部緩和」にて、「リング1」対象自治体としてお知らせした5自治体のうち、オスロ(Oslo)、ハルデン(Halden)、サルプスボルグ(Sarpsborg)は「レベルC」に、ノルドレ・フォロ(Nordre Follo)、オース(As)は「レベルD」に適用されました。また、「リング2」対象自治体としてお知らせした19自治体のうち、エーネバック(Enebakk)、フログン(Frogn)、ネスオッデン(Nesodden)、ヴェストビィ(Vestby)が対象外となり、残る15自治体は「レベルD」に適用されました。

2 各規制措置レベルの主な違いは以下のとおりです。

(1)教育

A 中学校以下・保育園は赤レベル。高校は閉鎖されデジタル授業を実施。

B 中学校以下・保育園は黄色レベル。高校は赤レベル。

C 中学校以下・保育園は黄色レベル。高校への措置の記載はなし(当館注:高校については、全国的措置または各自治体独自の措置が適用)。

D 中学校以下・保育園は黄色レベル。高校への措置の記載はなし(当館注:高校については、全国的措置または各自治体独自の措置が適用)。

(2)イベント

A 屋内外に関係なく、個人宅以外でのすべてのイベントは禁止(葬儀の場合を除く)。

B 全国的措置・推奨が適用。(当館注:ノルウェー政府にて、特別な措置の施行を調整中。)

C 屋内外に関係なく、個人宅以外でのすべてのイベントは禁止(葬儀の場合を除く)。

D 措置の記載なし(当館注:全国的措置または各自治体独自の措置が適用)。

(3)店

A 原則、すべての店は閉鎖される(食料品店、薬局、酒類専売所、理髪店、ガソリンスタンド等の例外あり)。

B 原則、すべての店は閉鎖される(食料品店、薬局、酒類専売所、理髪店、ガソリンスタンド等の例外あり)。

C 個々の店舗を再開営業することができる(ショッピングセンター・百貨店は引き続き閉鎖されるが、その中の食料品店、薬局、酒類専売所、理髪店、及びガソリンスタンド等は営業可能との例外あり)。

D 個々の店舗を営業することができる(ショッピングセンター・百貨店は引き続き閉鎖されるが、その中の食料品店、薬局、酒類専売所、理髪店、及びガソリンスタンド等は営業可能との例外あり)。

(4)レストラン

A レストランは閉鎖されるが、持ち帰りは許可される。アルコールの提供は禁止される。

B ショッピングセンター・百貨店内にないレストランは開店することができる。アルコールの提供は禁止される。

C レストランを開店することができる。アルコールの提供は禁止される。

D レストランを開店することができる。アルコールの提供は禁止される。

3 詳しくは、以下の2月9日付ノルウェー保健介護省プレスリリースをご参照ください。

<https://www.regjeringen.no/no/aktuelt/videreforer-tiltak/id2833482/>

また、「レベルA」から「レベルD」の具体的な規制措置や推奨措置の概要は上記プレスリリースの以下リンク先(2月10日付)をご参照ください。

<https://www.regjeringen.no/no/tema/Koronasituasjonen/sporsmal-og-svar-om-koronasituasjonen/om-tiltaksniva-i-ring-1-kommuner-og-ring-2-kommuner/id2831989/>

4 全ての自治体は、地域の感染状況に基づいて厳格な推奨措置と規制措置を導入することができるとされています。

つきましては、在留邦人の皆様におかれましては、居住地を管轄する自治体の最新の推奨措置や規制措置に係わる情報を確認されることをお勧めいたします。

【問い合わせ先】

在ノルウェー日本国大使館 領事班

電 話: (+47)2201-2900

メール: ryouji@os.mofa.go.jp

※邦人の方が新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合には、当館までご一報願います。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信停止をご希望の方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

URL: <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国、第三国に転居した方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出してください。

URL: <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>